

# 欧州債務危機の再発防止と EU 経済ガバナンスの再構築 —財政規律の多角的監視の強化と自動的制裁の導入—

田中 友義 *Tomoyoshi Tanaka*

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員  
駿河台大学 名誉教授

## 要約

欧州連合 (EU) (特に、ユーロ圏<sup>1)</sup>) 加盟国の財政・経済政策の協調をめざす経済ガバナンスの再構築を巡って独仏間で対立があったが、とりわけ、現下の財政危機・金融危機・ユーロ危機の切迫から、EU 加盟国間で合意が成立して経済ガバナンスの強化が図られることになった。その中核となる構成要素が財政規律の強化とマクロ経済の不均衡是正である。

法制的には、2011 年 12 月に発効した、所謂「シックス・パック」(Six Pack) と 2013 年 5 月に発効した「ツー・パック」(Two Pack) の規則・指令および 2013 年 1 月に発効した財政条約 (TSCG) である。この一連の法制の実施によって経済ガバナンス強化の枠組みは完成する。

EU が経済ガバナンス強化・再構築を目指す先には財政同盟 (統合)、金融同盟 (統合)、経済統合 (統合)、政治同盟 (統合) という 4 つの統合深化がある。特に、財政規律の強化とマクロ経済の不均衡是正は財政同盟にかかわる問題分野である。

本稿は、財政規律がどのように強化されるのか、およびマクロ経済不均衡がどのようなプロセスを経て是正されていくのか、そのメカニズムを上記の財政条約や経済ガバナンス関連の規則・指令の諸条項をベースにして、論述することを目的とするものである。

## 1. 経済ガバナンス強化の枠組み

EU が経済ガバナンス強化に乗り出した背景として、以下のような経緯があった。

ユーロ圏諸国は、安定・成長協定（以下、SGP 協定と称す）<sup>2)</sup>によって、単一通貨ユーロ導入について財政健全化の目的として規定された財政赤字の対国内総生産（GDP）比 3.0%以内の条件を順守することが義務付けられている。

しかしながら、2003年～2004年の独仏に対する過剰財政赤字の是正勧告をめぐる欧州委員会と EU 理事会の対立や<sup>3)</sup>、2005年の独仏の主導による SGP 協定の改正（財政規律の緩和化）によって、従来から協定違反国に対して一度も制裁措置が発動されたことがなく、ギリシャやその他の南欧諸国の放漫財政を許す大きな要因とされてきた。

換言すれば、SGP 協定そのものが制度的欠陥のため有効に機能しなかったことを意味するといえる。

2010年3月のギリシャから始まった債務危機の連鎖は、EU の経済ガバナンスの脆弱性を露呈させること

になった。その結果、2010年10月の欧州理事会（EU 首脳会議）は債務危機の再発防止のため EU（特にユーロ圏）の経済ガバナンスの強化を目的とする SGP 協定の違反国への制裁を強化する新たな枠組みについて最終的に合意するに至った<sup>4)</sup>。

新たな経済ガバナンス強化の枠組みの主要点は、①「ヨーロッパ・セメスター」<sup>5)</sup>による財政の事前審査制の導入、②これまでの「過剰財政赤字是正手続き」に加えて「政府累積債務是正」の重視、③制裁の予防と是正機能の強化の3点である。

新たに導入される SGP 協定違反に対する予防・是正手続き強化措置の主要点は、欧州委員会が「制裁が必要である」と勧告した場合、EU 理事会が特定多数決<sup>6)</sup>で制裁勧告を否決しない限り、ほぼ自動的に制裁発動が決定される「逆多数決ルール」（reverse qualified majority voting）を導入したことである。

ユーロ圏加盟国に科された制裁金は過剰な財政赤字や不均衡のない財政健全加盟国に分配する優遇策を講じるなど、硬軟両様の対応で EU 各国の財政危機の予防と是正を進める

というものである。

詳細については、第3節で論述する。

また、欧州債務危機の直接の原因は、加盟国の過剰な財政赤字によるところ大であるが、もう一つの要因は、経常収支の赤字幅が大きく、対外競争力が低下していることや、失業率が構造的に高水準であったり、民間部門の負債が過剰な状況にあるなど、マクロ経済バランスが著しく不均衡に陥っているからだ。

こうしたマクロ経済不均衡国に対しては、対外・対内不均衡や競争力を示すいくつかの指標を用いて、不均衡に陥っているかどうか、判定したうえで、もし、不均衡があるとみなされれば、「過剰不均衡是正手続き」(Excessive Imbalance Procedure : EIP) を適用する。

しかも、ユーロ圏加盟国が対象の場合、一定期間内に効果的な対策をとっても、過度の不均衡を是正できない限り GDP の 0.1% 相当の制裁金が科される<sup>7)</sup>。この制裁金は財政危機に陥った国への金融支援の財源の一部として使われる。

なお、詳細については、第4節で

取り上げる。

以上のような経済ガバナンス強化法案は、その後欧州議会、EU 理事会での討議を経て 2011 年 11 月の EU 理事会において 6 本の経済ガバナンス包括法 (シックス・パック) という形で採択され、2012 年 1 月からヨーロッパ・セメスターの政策協調と多角的監視 (Multilateral Surveillance Procedure : MSP) 強化の中で実施されることとなった<sup>8)</sup>。

## 2. 経済ガバナンス強化法の制定

経済ガバナンス強化に向けて、EU が 3 段階で財政規律強化やマクロ経済不均衡を正に取り組むことになった。

その第 1 段階が、過剰な財政赤字を是正しないユーロ圏加盟国を自動的に制裁できる新たな SGP 協定が 2011 年 12 月から施行されることになった。

第 2 段階は、欧州委員会が 2011 年 11 月に提案したユーロ圏加盟国の予算手続きの協調と監視の強化である<sup>9)</sup>。欧州議会と EU 理事会による審議をへて実施されることになっ

た。

第 3 段階として 2011 年 11 月末の欧州理事会で英国、チェコを除く EU25 カ国で合意、2012 年 3 月に締結された「財政条約」（以下 TSCG 条約と称す）<sup>10)</sup> の施行である。

新条約の内容は、①「自動的制裁」、②「予算介入」などを明記し、③条約参加国に財政赤字ゼロ（均衡予算）の実行を義務付けるものである。財政規律の監視と制裁強化の内容を条約に格上げして、拘束力を強める狙いがあった。

これら一連の経済ガバナンス強化のための法的手段は、表 1 に示したように 3 つの法制部分に分かれる。

第 1 が、2011 年 12 月に施行された「シックス・パック」(Six Pack) と呼ばれる経済ガバナンス強化法であり、5 つの規則 (Regulation) と 1 つの指令 (Directive) からなる。

第 2 が TSCG 条約の制定であり、2013 年 1 月から施行されているものである。

第 3 が「ツー・パック」(Two Pack) と呼ばれるユーロ圏加盟国に対する予算監視の強化のための 2 つの規則で、2013 年 5 月から施行されている。

次に、これら 3 つの法制について主要点を簡単に述べておこう。

「シックス・パック」は、主として SGP 協定の強化を目的とするものである。表 1 の「6 つの法制」の項目にみるように、①、②はユーロ導入国のみを対象とした規則であり、③、④、⑤、⑥は EU 加盟 28 カ国全てに適用される規則・指令である。

また、①、③、⑤、⑥は財政規律強化に関する規則・指令であるのに対して、②、④はマクロ経済不均衡の予防・是正に関する規則である。

次に、英国とチェコを除く EU25 カ国<sup>11)</sup> が署名し、2013 年 1 月 1 日に発効した TSCG 条約の主要点は以下の通りである。

#### ① 財政均衡基準の義務付け：

加盟各国の毎年の政府予算は財政赤字が対国内総生産 (GDP) 比で 0.5% を超えないか、均衡状態もしくは黒字になっていることを義務付ける (財政均衡基準)。

#### ② 憲法など国内法制化：

各国が TSCG 条約発効後 1 年以内<sup>12)</sup> に憲法もしくは同等レベルの国内法にこの均衡財政基準を明記することを義務付ける。

③ 自動的是正メカニズム：  
財政均衡基準から逸脱した場合、自動的是正メカニズムが発動される。TSCG 条約参加国は決定された期限内に逸脱を是正しなければならない。

④ 制裁：  
ユーロ圏加盟国が均衡財政基準の明記など必要な措置を取っていない

と EU 司法裁判所が判断する場合、対 GDP 比で最高 0.1% の制裁金を科すことができる。

⑤ 例外条項：  
急激な景気後退など例外的な場合には、加盟国が均衡財政基準から一時的に逸脱することが認められる<sup>13)</sup>。

表 1 経済ガバナンス強化関連法

条約・規則・指令	施行日/発効日
<b>●6つの法制（シックス・パック）</b>	
① ユーロ圏の予算監視の効果的な執行に関する欧州議会・理事会規則（1173/2011）	2011/12/13
② ユーロ圏の過剰なマクロ経済不均衡是正のための執行措置に関する欧州議会・理事会規則（1174/2011）	2011/12/13
③ 予算状況の監視と経済政策の監視・調整の強化に関する理事会規則 1466/97 を改正する欧州議会・理事会規則（1175/2011）	2011/12/13
④ マクロ経済不均衡の予防と是正に関する欧州議会・理事会規則（1176/2011）	2011/12/13
⑤ 過剰赤字手続きの実施の迅速化と明確化に関する規則 1467/97 を改正する理事会規則（1177/2011）	2011/12/13
⑥ 加盟国の予算の枠組みの要件に関する理事会指令（2011/85EU）	2011/12/13
<b>●経済通貨同盟（EMU）安定・協調・ガバナンスに関する条約（TSCG）</b>	
<b>●2つの法制（ツー・パック）</b>	
① 財政安定に関して深刻な困難に陥っている、あるいは脅かされているユーロ導入国の経済・予算監視の強化に関する欧州議会・理事会規則（472/2013）	2013/05/30
② ユーロ導入国の予算計画案の監視・評価と過剰赤字の是正の確実化に向けた共通規定に関する欧州議会・理事会規則（473/2013）	2013/05/30

（資料）European Commission（Economic and Financial Affairs）：*EU Economic governance* ウェブサイト、European Council ウェブサイト（TSCG）

（出所）ジェトロ：ユーロトレンド（No. 118）から作成。

このように、財政均衡基準を憲法などに明記させ、違反した場合、制裁措置を講じるなど、非常に厳しい規定となっているものの、均衡予算基準に「非常時の出来事が起これば目標を達成しなくても済む」という例外条項を設けており、財政規律強化の徹底性の弱点となっている。

最後に、予算監視メカニズムの強化を目的とする「ツー・パック」(Two Pack) は①、②いずれもユーロ導入国を対象とする規則で、ユーロ導入国に対して次年度の予算計画を欧州委員会に提出することや財政均衡基準の実施を監督する独立機関を設立することを義務付けている。

また、①の規則は、財政的に深刻な困難に陥っているユーロ導入国や財政支援を受けているユーロ導入国を対象に監視を強化することを規定している。

### 3. 多角的監視と自動的制裁のメカニズム

本節では、「シックス・パック」で導入された主要規定のうち、財政赤字と公的債務の「多角的監視（予防）

手続き（MSP）」と「過剰赤字（是正）手続き（Excessive Deficit Procedure ; EDP）」のメカニズムを表 2 にしたがって概略説明していく。

SGP 協定の規定によって、EU 加盟諸国は持続的な財政を達成するために中期財政目標（Medium Term Budgetary Objective; MTO）を設定し、この目標に沿って財政運営を行うとともに、加盟各国は「単年度の財政赤字の対 GDP 比が 3.0%未滿あるいはその近傍であって、政府累積債務の対 GDP 比が 60.0%超で、十分なペースで縮小していること」が義務付けられる。以上が財政規律の基本的ルールである。

次に、多角的監視（MSP）と過剰赤字（EDP）の 2 つの手続きについて考察する<sup>14)</sup>。

まず、予防措置としての多角的監視手続きについては、EU 機能条約<sup>15)</sup> 第 121 条（3、4 項）で規定されている。

同条規定によれば、加盟国がこの MTO に沿った経済・財政運営を逸脱した場合、過剰財政赤字国とみなされて、欧州委員会が早期に警告を発出する。

表2 財政規律強化の新たな予防・是正の枠組み

<p>予防手続き</p>	<p>① 財政赤字の対GDP比が3.0%未満あるいはその近傍であっても、政府累積債務の対GDP比が60.0%超で、十分なペースで縮小していない場合(注)、「過剰な財政赤字国」とみなして、欧州委員会が早期に警告を発出する。</p> <p>② EU理事会が「逆多数決」で予防勧告を決定する。</p> <p>③ ユーロ圏加盟国が対象の場合、有利子でGDPの0.2%相当の預託金を収めなければならない。</p>
<p>是正手続き</p>	<p>① EU理事会は過剰財政赤字国に対して、「逆多数決」で是正勧告を決定する。</p> <p>② ユーロ圏加盟国が「過剰財政赤字国」と認定された場合、GDPの0.2%相当の有利子預託金が無利子預託金に転換される。</p> <p>③ ユーロ圏加盟国が一定期間内に充分な対応をとらない場合、制裁を「逆多数決」で決定する</p> <p>④ 預託金を制裁金として没収する。</p>

(注) 政府債務の対GDP比と基準値60.0%の乖離幅が過去3年間に年率20分の1のペースで減っていない場合をいう。

(出所) Council of the European Union: *EU economic governance* (16446/11, Press 413) などから作成。

EU理事会は欧州委員会の勧告に基づき当該加盟国に対して必要と思われる行動をとるよう勧告する。

当該加盟国が期限内に適切な行動をとらない場合、欧州委員会はEU理事会に対して実効的な行動がとられていないことを認定する決定をするよう勧告し、EU理事会は「逆多数決」で採択する。

また、ユーロ圏加盟国が対象の場合、欧州委員会はEU理事会に対して、GDPの0.2%相当を有利子で預

託するよう勧告し、EU理事会は「逆多数決」で採択する。以上が多角的監視(予防)手続きである。

次に、是正措置としての過剰赤字手続きについては、EU機能条約第126条の規定がある。

第1に、EU理事会が欧州委員会からの提案に基づいて、加盟国が財政赤字の対GDP比3.0%および政府累積債務の対GDP比60.0%の財政均衡基準を逸脱し、過剰赤字が存在するか否かを決定する。

過剰赤字の存在が決定された場合、EU 理事会は欧州委員会の勧告に基づいて、当該加盟国に対して過剰赤字の状態を終わらせるための勧告を発する。

ここで注目したい点は、これまで具体的な数値のベンチマークがないために、かなりの程度軽視されてきた政府累積債務の是正について、新たな規定が加わったことによって、政府累積債務の対 GDP 比 60.0% という基準ルールが発動しやすくなったことである。

すなわち、財政赤字の対 GDP 比が 3.0% 未満あるいはその近傍であっても、政府累積債務の対 GDP 比が 60.0% 超で、「基準値の 60.0% との乖離幅が過去 3 年間に平均で年率 20 分の 1 のペースで減っていない場合」、過剰赤字手続きが適用されるという規定である。

第 2 に、EU 理事会は、欧州委員会の勧告に基づき、ユーロ圏加盟国に過剰赤字が存在すると認定した場合、あるいは、SGP 協定に定められた財政的義務にとりわけ重大な違反をしている場合、GDP の 0.2% 相当の無利子の預託金を（有利子預託金

を収めている場合無利子預託金へ転換）科すことを「逆多数決」で決定する。

第 3 に、EU 理事会は、当該ユーロ圏加盟国が一定期間内に実効的行動をとっていないとして、欧州委員会が「制裁が必要である」と勧告した場合、多数決で制裁勧告を否決しない限り、預託金を「逆多数決」で制裁金として没収する。

制裁金は、GDP の 0.2% 相当分（無利子預託金が科されている場合は制裁金として没収）のほかに、追加的な制裁措置を「特定多数決」で決定する（EU 機能条約第 126 条 11 項）。

以上が過剰赤字（是正）手続きである。

欧州委員会は「シックス・パック」を 1999 年の EMU 発足以来 EU とユーロ圏における最も包括的な経済ガバナンスの強化に相当すると評価しているが、その効果については中長期的な視点でみていかなければならないだろう。

2013 年 5 月末、欧州委員会が行った過剰赤字手続き（EDP）対象国は、EU 加盟 27 カ国のうち 16 カ国に上る<sup>16)</sup>。是正達成期限別にみると、



2013 年がベルギー、オーストリア、チェコ、スロバキア、デンマークの 5 カ国、2014 年がポーランド、オランダ、英国、マルタの 4 カ国、2015 年がスロベニア、ポルトガル、アイルランド、フランスの 4 カ国、2016 年がスペイン、ギリシャ、キプロスの 3 カ国となっている。

この中で、EU 理事会はベルギーが 2009 年 12 月の勧告に対して効果的な行動をとっていないと通告、2013 年までに過剰財政赤字の状況を終結させ、財政赤字の対 GDP 比を 2.9%へ圧縮するよう求めた<sup>17)</sup>。

#### 4. マクロ経済不均衡手続きの導入

EU 加盟国の過度のマクロ経済不均衡の予防・是正手続きは、2011 年 12 月から施行された。これらの法的手段は、表 1 に示した「シックス・パック」の中の②の「ユーロ圏の過剰なマクロ経済不均衡是正のための執行措置に関する欧州議会・理事会規則」(1174/2011) および④の「マクロ経済不均衡の予防と是正に関する欧州議会・理事会規則」(1176/2011) の 2 つの規則である。

これは、欧州債務危機の直接の原因は EU 加盟国財政の極度の悪化によるものだが、根本的には加盟国間の経済力格差に起因する経常収支や労働コストなどの対外不均衡、住宅価格や失業率などの対内不均衡があると判断したためである。

そこで、どのような防止策と、仮に不均衡が生じた場合、どのような是正策を具体的に取ろうとしているのか、そのメカニズムを明らかにしたい。

表 3 に列挙した 5 つの対外不均衡・競争力を示す指標と 6 つの対内不均衡を示す指標<sup>18)</sup>を活用した早期警戒システムが導入された。欧州委員会が不均衡の存在の有無を調査したうえで、EU あるいはユーロ圏加盟国に不均衡があるとみとめられる場合には、是正勧告を発出、ユーロ圏加盟国が是正措置を怠ると最終的に制裁されるというものである。

マクロ経済不均衡手続き (Macroeconomic Imbalance Procedure : MIP) は、予防・是正手続きとして、概ね表 4 のとおりの仕組みで実施される。

まず、第 1 段階では欧州委員会は、表 3、表 4 などの諸指標「スコアボ

ード」に基づいた警戒メカニズム報告書 (Alert Mechanism Report) を作成し、加盟各国の潜在的な不均衡の有無を確認し、不均衡があるとみられる加盟国に対して更なる調査を実施する。

第 2 段階では、欧州委員会は、ECOFIN (経済・財政相理事会) とユーログループ<sup>19)</sup> の議論を考慮したうえで、第 3 段階で詳細調査

(in-depth reviews: IDR) を実施する。

その際、表 4 の第 3 段階の様々な諸指標および分析手法の活用が考慮される。

最終段階では 3 つのケースに分かれて、予防手続きが進められる。

① 加盟国の状況が問題なしとみられる場合、欧州委員会は MIP の更なる手続きは必要なしとの結論を出す。

表 3 早期警戒システムのための主要経済指標 (スコアボード)

項目	指標
対外不均衡・競争力	① 経常収支の過去3年間の移動平均値 (対GDP比) : 基準値は対GDP比-4%~+6%
	② 国際投資ネットポジション (対GDP比) : 基準値は対GDP比-35%
	③ 先進35カ国と比較した物価デフレター (HICP/CPI) (注1) にもとづく実質実効為替レート変動率 (3年間) : 基準値はユーロ圏±5%、非ユーロ圏±11%
	④ 輸出金額ベースの輸出市場シェアの変動率 (5年間) : 基準値 : -6%
	⑤ 名目単位労働コストの変動率 (3年間) : 基準値はユーロ圏+9%、非ユーロ圏+12%
対内不均衡	① ユーロスタット消費デフレターにもとづく住宅価格の年変化率 : 基準値は6%
	② 民間部門の信用フローの対GDP比 : 基準値は15%
	③ 民間部門負債の対GDP比 : 基準値は160%
	④ 政府部門負債の対GDP比 : 基準値は60%
	⑤ 過去3年間の移動平均失業率 : 基準値は10%
	⑥ 金融部門の総負債の対前年変動率 : 基準値は16.5% (注2)

(注1) Harmonised Index of Consumer Prices/Consumer Price Index

(注2) 新しく導入された指標

(出所) European Commission : Report on the Alert Mechanism Report 2013 などから作成。

② 欧州委員会が加盟国にマクロ経済不均衡が存在するか、あるいはその可能性を認めたとすれば、MIPの警報手段のもとに、適当な勧告を申し出る（EU 機能条約第 121

条 2 項）。

当該加盟国は不均衡を是正するか、不均衡が生じないようにすることが求められる。これらの勧告は国別勧告の包括案の一部として

表 4 マクロ経済不均衡手続き（MIP）の仕組み

第 1 段階： 警報メカニズム報告 (Alert Mechanism Report : AMR) の公表	第 2 段階： ECOFIN/ユーログループ (経済・財務相理事会/会合) の検討	第 3 段階： 詳細調査 ( In-depth reviews : IDR) の実施	第 4 段階： 調査結果 (Results of IDR) の公表 (3 つのケース)
欧州委員会： ー 表示板 (スコアボード) の諸指標と経済項目に基づく報告書の公表  ー 潜在的リスクがある加盟国の確認と更なる分析の要請	欧州委員会： ECOFIN/ユーログループ会合の検討内容を考慮する	欧州委員会： ー 国別詳細調査 (IDR) の準備; より広範な指標および分析手法の活用 ー 例えば、欧州委員会は以下のような事項を考慮する ● 他の理事会の勧告 ● 安定収斂計画および国内改革計画 ● 欧州委員会の経済予測 ● ESRB からの警告あるいは勧告 (注) ● その他の関連する情報 ー 加盟国への監視団の派遣を伴う調査の実施	第 1 のケース：問題なし マクロ経済不均衡手続き (MIP) の中止
			第 2 のケース：不均衡存在 EU 機能条約第 121 条 2 項による欧州委員会/理事会による勧告 (ヨーロッパ・セメスターのサイクルにより毎年 5 月末)
			第 3 のケース：深刻な不均衡の存在 同条約第 121 条 4 項による過剰な不均衡の存在に関する欧州委員会/理事会による勧告

(注) ESRB : European Systemic Risk Board (欧州システミックリスク委員会)

(出所) European Commission : *The MIP framework* などから作成。

ヨーロッパ・セメスターのサイクルの中で毎年 5 月末に示されることになる。

- ③ もし、不均衡が深刻か、あるいは過剰であって、EMU の適正な運営を妨げる場合、欧州委員会は EU 理事会が加盟国を過剰不均衡手続き（Excessive Imbalance Procedure : EIP）の下に置くように勧告できる（第 121 条 4 項）。

EIP の対象となる加盟国は適切な措置を実施するための明確なロードマップ（行程表）と期限をとらなう是正行動計画（Corrective action plan : CAP）を提出しなければならない。監視は、関係国が作成する定期的な進捗報告に基づいて、欧州委員会によって進められる。

以上が MIP の予防手続きである。次に、ユーロ圏加盟国に対する厳しい制裁措置を含む MIP の是正手続きである。

第 1 に、CAP に対する評価：

- ① EU 理事会が当該加盟国から提出された CAP を充分であると決定した場合、EIP は終了する。
- ② もし、EU 理事会が当該 CAP を

不十分であると決定した場合、当該加盟国に新たな CAP の提出を求める勧告を採択する。

- ③ EU 理事会が 2 回目の CAP をなお不十分であると決定した場合、「逆多数決」で制裁金（GDP の 0.1%）を科す。

第 2 に、是正措置に対する評価：

- ① EU 理事会が EIP の対象国は適切な行動をとっていると決定した場合、EIP は終了する。
- ② もし、ユーロ加盟国が是正措置の勧告に従わなかった場合、EU 理事会は欧州委員会の勧告に基づき、「逆多数決」で、当該国に有利子の預託金（GDP の 0.1%）を収めさせる。
- ③ ユーロ加盟国が 2 回目の是正勧告に従わなかった場合、EU 理事会は、欧州委員会の勧告に基づいて、この有利子預託金（GDP の 0.1%）を過料として徴収することを決定する。

## 5. 不均衡調査対象は 14 力国

欧州委員会は 2012 年 11 月、マクロ経済不均衡手続き（MIP）に基づ

いて「2013年警戒メカニズム報告書」(Second Alert Mechanism Report 2013)を公表した<sup>20)</sup>。これは同年2月に公表された報告書(First Alert Mechanism Report 2012)に次ぐ2回目となるものである。

EU加盟国のマクロ経済不均衡の実態を調査するための是正手続きを開始した調査対象国は、表5のとおり、フランス、英国、イタリア、スペインなど14カ国に上る。

2013年報告書の公表にあたって、欧州委員会のオリ・レーン副委員長(経済・通貨担当)は「EUは、危機以前から蓄積されてきたマクロ経済不均衡の困難な過程を通過しているところである。多くの取り組みがなされ、その結果が実を結びつつあるが、再均衡化(リバランス)の過程が完了したというには程遠く、今後数年を要するであろう。MIPを通じて、欧州委員会は不均衡問題に取り組み、持続可能な成長と雇用創出のための基礎となる的確な政策の導入を確かなものにするための指針を加盟国に対して示すことになる」と述べた<sup>21)</sup>。

14カ国のうち12カ国については、

2012年のMIPで詳細調査(in-depth reviews ; IDR)が実施されており、不均衡の存在が確認されている。これらの加盟国はヨーロピアン・セメスターによる国別特別勧告(Country-specific recommendations)を通じて政策ガイダンスを受領しているが、マルタ、オランダについては、MIPに基づくIDRが初めて実施される。

なお、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、ルーマニアの4カ国については、EU、IMFによる条件付き金融支援計画の恩恵を受けてすでに監視が強化されていること、キプロスについても、EU、IMFの間で金融支援計画の合意ができていることから、今次詳細調査の対象外となり、13カ国のIDR結果が公表された。

第2次報告書では、マクロ経済不均衡の調整が進展しているなどのポジティブな兆候がみられるとしている。各国が取り組んでいる改革の成果が結実しつつあるとして、例えば、民間部門・公的部門の貯蓄率の上昇、大幅な経常赤字を抱えている加盟国の経常赤字幅の縮小などを挙げている。

表 5 不均衡調査対象国

2011年	対外不均衡・競争力					対内不均衡					
	経常収支の過去3年間平均値(対GDP比)	純国際投資ポジション(対GDP比)	実質有効為替相場変動率(3年間)	輸出市場シェアの変動率(5年間)	名目単位労働コストの変動率(3年間)	価格修正後の住宅価格の前年比変動率	民間部門の信用対GDP比	民間部門負債の対GDP比	政府部門負債の対GDP比	3年間の平均失業率	金融部門の総負債の対前年変動率
基準値	-4/+6%	-35%	±5%&±11%	-6%	+9%&+12%	6%	15%	160%	60%	10%	16.5%
ベルギー	-0.3	65.7	-0.5	<u>-10.2</u>	6.2	-0.1	11.6	<u>236</u>	<u>98</u>	7.8	4.7
ブルガリア	-3.4	<u>-85.6</u>	3.1	17.2	<u>20.3</u>	-9.0	-6.7	146	16	9.4	5.6
マルタ	<u>-4.3</u>	5.7	-3.0	11.7	5.8	-2.3	2.2	<u>210</u>	<u>71</u>	6.8	1.4
オランダ	<u>7.5</u>	35.5	-1.6	<u>-8.2</u>	5.8	-4.0	0.7	<u>225</u>	<u>66</u>	4.2	7.2
デンマーク	5.0	24.5	-1.7	<u>-16.9</u>	4.7	-4.9	-2.2	<u>238</u>	47	7.0	4.7
フィンランド	0.6	13.1	-1.3	<u>-22.9</u>	<u>9.1</u>	-0.3	4.6	<u>179</u>	49	8.1	<u>30.8</u>
フランス	-1.6	-15.9	-3.2	<u>-11.2</u>	6.0	3.8	4.0	<u>160</u>	<u>86</u>	9.6	7.3
イタリア	-2.9	-20.6	-2.1	<u>-18.4</u>	4.4	-2.0	2.6	129	<u>121</u>	8.2	3.8
ハンガリー	0.6	<u>-105.9</u>	-3.3	-2.8	3.7	-4.1	6.4	<u>167</u>	<u>81</u>	<u>10.7</u>	-2.6
スロベニア	-0.4	<u>-41.2</u>	-0.3	<u>-6.1</u>	8.3	1.0	1.9	128	47	7.1	-1.3
スペイン	<u>-4.3</u>	<u>-91.7</u>	-1.3	<u>-76</u>	-2.1	-10.0	-4.1	<u>218</u>	<u>69</u>	<u>19.9</u>	3.7
スウェーデン	<u>6.6</u>	-8.3	3.9	<u>-11.6</u>	1.2	1.0	6.3	<u>232</u>	38	8.1	3.6
英国	-2.2	-17.3	-7.1	<u>-24.2</u>	8.1	-5.4	1.0	<u>205</u>	<u>85</u>	7.8	8.5

(注) 数字のアンダーバーは基準値を超えた数値を示す。  
 (出所) European Commission(MEMO/11/898)などから作成。

しかしながら、全般的にみると、完全に持続可能なマクロ経済の再均衡化が達成されたとは言いがたく、

中長期の経済成長と雇用創出を高めるためにマクロ経済不均衡の調整が重要であるとしている。

## おわりに－財政同盟に向けての 一歩

2012年12月の欧州理事会（EU首脳会議）は、ヘルマン・ファンロンパイ欧州理事会常任議長（EU大統領）が提案したEU統合の深化のための抜本的改革の目指した「真の経済通貨同盟（Economic and Monetary Union：EMU）に向けて」と題するロードマップ（行程表）<sup>22）</sup>の最終報告書を検討したうえで統合深化に向けた行程表を決定することで合意した。

この中で財政同盟（統合）の第1段階（2013年まで）において、「シックス・パック」、「ツー・パック」およびTSCG条約による財政ガバナンスの枠組みを完成させ、完全実施することを掲げている。

したがって、経済ガバナンス強化の枠組みが2013年1月のTSCG条約の発効によって、ひとまず完成したことになり、財政同盟へ向けた大きな一歩を踏み出したといえよう。

今後最も注目され、かつ最大の争点となる課題は、EUやユーロ圏の債務危機の連鎖に歯止めをかける効

果を持つ、EU（ユーロ）共同債の導入や債務残高の一部をユーロ圏で共同管理・償還する「償還基金」の創設について中長期的に合意できるかどうかである。

ただ、EU（ユーロ）共同債の導入については、最大の資金拠出国であるドイツのアンゲラ・メルケル首相は自国の財政負担が増大する恐れがあることや、ギリシャ、スペイン、ポルトガルなど南欧諸国の放漫財政につながり、財政規律を強める意欲を削ぎ、モラル・ハザード（倫理の欠如）を引き起こしかねないとして強く反対している。ドイツの賛成が得られるかどうか最大のハードルとなろう。

また、TSCG条約には発効後5年以内にEU基本条約（リスボン条約）に吸収される義務規定（第16条）が盛り込まれているが、基本条約改正ですべての加盟国の署名と批准が求められる。

しかしながら、英国、チェコなど一部の国での強い反対が予想されるので、現時点での署名と批准の可能性を見通すことは難しい。

TSCG条約自体は現下の欧州債務

危機やユーロ危機を短期間に解決できる法的手段ではなく、持続可能な財政を目指す中長期的な仕組みである。

むしろ、欧州債務危機やユーロ危機への喫緊の対応策としては、金融同盟（統合）が 2014 年 11 月から本格的に稼動する予定であり、EU が債務危機対応から持続可能な成長と財政健全化への軌道にいつ時点で乗せることができるのか、が最大の課題である<sup>23)</sup>。

注：

- 1) EU (28 カ国) とユーロ圏 (17 カ国) を区別しなければならない場合を除いて、EU と記述する。
- 2) 安定・成長協定 (Stability and Growth Pact ; SGP) のこと。1999 年からのユーロ導入・価値維持のため一定の財政規律の厳守を求めた。
- 3) EU 理事会は 2003 年 11 月、欧州委員会による独仏に対する過剰財政赤字是正の勧告に対して、是正手続きを停止することを決定した。欧州委員会はこの決定を不服として、EU 司法裁判所に提訴、EU 内部に大きな亀裂を生み、SGP 協定の形骸化を助長する結果とな

った。

- 4) European Council : *European Council (28-29 October 2010) Conclusions* (EUCO 25/1/10 REV1, Brussels, 30 November 2010)
- 5) EU レベルの財政政策の多角的監視と調整の枠組み。拙稿「EU の経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方」3～6 ページを参照。
- 6) EU 加盟国の全持ち票の約 75% の賛成で成立する。2014 年 11 月からは全持ち票の 55% と加盟国の総人口の 65% の二重多数決制が導入される。
- 7) 財政規律の強化策としての予防・是正手続きおよび経常収支の大幅赤字などのマクロ経済バランス不均衡の是正手続きについては European Commission (IP/10/1199)
- 8) Council of the European Union (16446/11/Press 413)
- 9) European Commission (IP/11/1381)
- 10) SGP 協定をさらに強化する目的の「経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union; EMU) の安定・協調・ガバナンスに関する条約」(Treaty on Stability, Coordination and Governance in EMU) のこと。
- 11) TSCG 条約に署名した非ユーロ圏の EU



加盟国は、ユーロを導入した時点で条約規定の遵守を義務付けられるが、それまでは任意である。

- 12) 2014年1月1日までに国内法制化を義務付けられる。
- 13) 政府債務残高が対GDP比60.0%を大きく下回っていれば、財政赤字限度を対GDP比で1.0%にすることができる。
- 14) 手続きの詳細については、庄司論文(2012)154~157ページを参照。
- 15) EU基本条約(リスボン条約)は、既存「欧州共同体設立条約」を改正し、「EU機能条約」へと名称変更をした。「EU運営条約」と称することもある。
- 16) European Commission (MEMO/13/463)
- 17) Council of the European Union (11190/13, PRESSE 268)
- 18) 新たに「金融部門の総負債の対前年変動率」(基準値:16.5%)を追加した。これらの指標や基準値は必要に応じて変更される。
- 19) ユーロ圏17カ国財務相で構成される非公式会合。
- 20) European Commission : *Second Alert Mechanism Report 2013*
- 21) European Commission (IP/12/1275)
- 22) 詳細については、拙稿「EU統合深化の行方—ファンロンパイ報告から見え

てくる道筋」を参照。

- 23) 銀行同盟については、拙稿「EU銀行同盟の行方」を参照。

#### 参考資料 :

- ジェトロ・ブリュッセル事務所、欧州ロシアCIS課編「EUの経済・財政ガバナンスを強化するシックス・パックとツー・パックの概要」(『ユーロトレンド』、ジェトロ、No.118、2013年10月)
- 庄司宏克「EUの経済ガバナンスに関する法制度的考察」(日本国際経済法学会年報、第21号、2012年11月)147~166ページ
- 高屋定実「欧州金融・経済危機とEU経済ガバナンス」(日本EU学会編『グローバル化とEU統合の再検証』、日本EU学会年報、第32号、2012年6月)92~114ページ
- 田中友義「EU銀行同盟の行方—銀行監督一元化は来年夏以降に実施」(ITIフラッシュ175、国際貿易投資研究所ホームページ、2013/10/22)
- 田中友義「EU統合深化の行方—ファンロンパイ報告から見える道筋」(『季刊国際貿易と投資』(一財)国際貿易投資研究所、2013年夏号、第25巻第1号通巻92号)91~104ページ

田中友義「EU の経済ガバナンスの再構築  
と欧州統合の行方」(『駿河台経済論集』  
駿河台大学経済学部、第 22 巻第 2 号、  
2013 年 3 月) 1~26 ページ

田中友義「収束見えない欧州危機の連鎖」  
(『公明』、公明党機関誌委員会、通巻  
81 号、2012 年 9 月) 62~67 ページ

Council of the European Council : *Council  
steps up excessive deficit procedure for  
Belgium* ( 11190/13, PRESSE 268,  
Luxembourg, 21 June 2013)

Council of the European Union : *EU economic  
governance* (16446/11, Press 413, Brussels,  
08/11/2011)

European Commission : *Commission takes  
steps under the Excessive Deficit  
Procedure* (MEMO/13/463, Brussels, 29  
May 2013)

European Commission : *Alert Mechanism  
Report; Underpinning macroeconomic  
adjustment in the EU* (Press Release,  
IP/12/1275, Brussels, 28 November 2012)

European Commission : *EU Economic  
Governance "Six-Pack" enters into force*  
(MEMO/11/898, Brussels, 12/12/2011)

European Commission : *New action for growth,  
governance and stability* ( IP/11/1381,

Brussels, 23/11/2011)

European Commission : *EU economic  
governance, the Commission delivers a  
comprehensive package of legislative  
measures* ( IP/10/1199, Brussels,  
29/09/2010)

European Commission : *Second Alert  
Mechanism Report 2013* ( Brussels,  
28/11/2012 COM (2012) 751 final)

European Commission : *macroeconomic  
Imbalance Procedure/The MIP framework*  
( [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/  
economic\\_governance/macroeconomic\\_  
imbalance\\_procedure/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/macroeconomic_imbalance_procedure/index_en.htm))

European Council : *European Council (28-29  
October 2010) Conclusions* (EUCO 25/1/10  
REV1, Brussels, 30 November 2010)

European Council (the President) : *Towards a  
Genuine Economic and Monetary Union*  
(by Herman Van Rompuy, the president  
of the European Council, 05/12/2012) .

European Union : *Treaty on Stability,  
Coordination and Governance in the  
Economic and Monetary Union (TSCG)*  
([http://europa.eu/economy\\_finance/  
economic\\_governance](http://europa.eu/economy_finance/economic_governance))